

酒類・加工食品業界向けインボイス制度対応説明会

加工食品流通業界におけるインボイス制度対応

～「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」～

2022年11月29日

主催：  一般社団法人 日本加工食品卸協会

支援：酒類・加工食品業界標準化推進会議（事務局 ファイネット）

目 次

はじめに

I. インボイス制度について

1. インボイス制度とは
 - 1-1. インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは
 - 1-2. インボイス（適格請求書）とは
 - 1-3. 適格請求書発行事業者とは
2. 現行制度（区分記載請求書等保存方式）との違い
3. 留意ポイント
 - 3-1. 適格請求書発行事業者の義務（売り手）
 - 3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？
 - 3-3. インボイスに記載する消費税等の端数処理ルール
 - 3-4. 返還インボイス（新たな実務）
 - 3-5. インボイスと支払通知書を一つの書類で交付する場合
 - 3-6. 記載事項に誤りがあるインボイスを受領・交付した場合（修正インボイス）
 - 3-7. インボイスの保存
 - 3-8. 仕入税額控除（買い手）
4. その他（補助金：中小企業）

II. 具体的な対応（日食協対応指針）

1. 基本指針

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応
 - 2-1. 登録番号の通知と入手
 - 2-2. 登録番号の管理
3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか
 - 3-1. 小売⇔卸間の対応
 - 3-2. メーカー⇔卸間の対応
4. 留意事項
 - 4-1. 複数書類又は電子データの「相互の関連性」について
 - 4-2. 「相手方への確認」について
 - 4-3. インボイスに対する修正（修正インボイス）
 - 4-4. 返還インボイスにおける年月日記載
 - 4-5. セールス決済におけるリベート請求・支払いに関する留意
5. インボイスの保存
6. 仕入税額控除
 - 6-1. 税額計算の検討
 - 6-2. 免税事業者
7. 経費精算等
8. 免税事業者への対応
9. EDIと標準書式
 - 8-1. 流通BMS（小売⇔卸）
 - 8-2. 日食協標準EDIフォーマット（メーカー⇔卸）
 - 8-3. 日食協標準書式（メーカー⇔卸）
10. 小売・メーカーへの依頼事項
 - 9-1. 小売への依頼
 - 9-2. メーカーへの依頼

おわりに

はじめに

社会保障と税の一体改革として、消費税及び地方消費税（以下、消費税）の税率は、2019年10月に現行の8%から10%に引き上げられ、同時に「軽減税率制度」が実施されました。

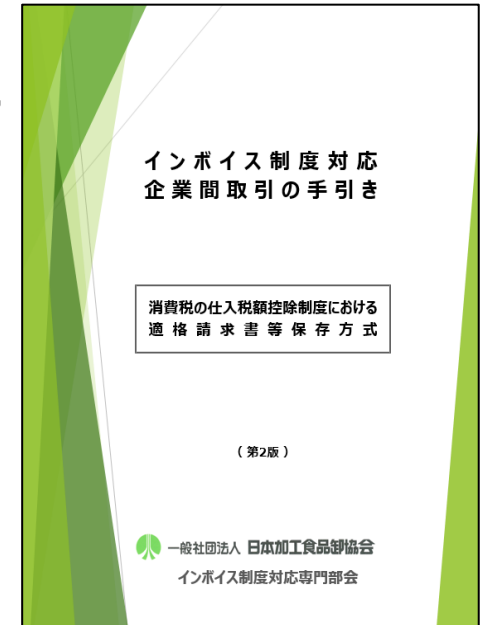
これら一連の消費税制度改革の集大成として、2023年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、「適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）」が導入され、登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイス制度が流通業界に与えるインパクトは、軽減税率制度の導入を遥かに上回るものと想定されます。

従って私たち卸売企業は、このインボイス制度を正しく理解し、その運用方法を仕入先のメーカー各位、得意先の小売・外食業者各位と事前に取り決めておくことが肝要となります。

そこで、私ども一般社団法人日本加工食品卸協会（以下、日食協）では、現行の請求書記載内容や関連業務の運用などの企業間取引に係る影響範囲や課題を明らかにし、卸売業として商取引上混乱なくインボイス制度に対応することを目的として、2020年6月当協会内に「インボイス制度対応専門部会」（以下、専門部会）を立ち上げ、当協会の対応指針を取りまとめ、その対応ガイドラインとして「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」第1版を日食協HPに2021年5月公開し、その後、第2版を2022年3月に公開しました。

※日食協HP <http://nsk.c.ooco.jp/>



インボイス制度対応専門部会メンバー 企業（50音順）※敬称略

企業名 : 伊藤忠食品(株)、加藤産業(株)、国分グループ本社(株)、(株)日本アクセス、日本酒類販売(株)、三井食品(株)、三菱食品(株)

ご協力 : e-お菓子ねっと（全国菓子卸商業組合連合会、(株)種清、(株)山星屋）

オブザーバー : 一般財団法人 流通システム開発センター

I . インボイス制度について

I. インボイス制度について

1. インボイス制度とは

手引書
P.7

1-1. インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは



「仕入税額控除の方式」をいう



複数税率下において適正な課税を確保する
観点から導入される、仕入税額控除の方式。



2023年10月開始



制度の下では、買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、
帳簿のほか、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（売り手）
である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆる
インボイス）などの請求書等の保存が要件となる。

I. インボイス制度について

1. インボイス制度とは

手引書
P.7

1-2. インボイス（適格請求書）とは



「正確な適用税率」を伝えるのも



売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段



適格請求書発行事業者の登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書（電子データ可）その他これらに類するものをいう。



請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。
また、手書きであっても、適格請求書として必要な事項が記載されていれば、インボイス（適格請求書）に該当する。

I. インボイス制度について

1. インボイス制度とは

手引書
P.9

1-3. 適格請求書発行事業者とは

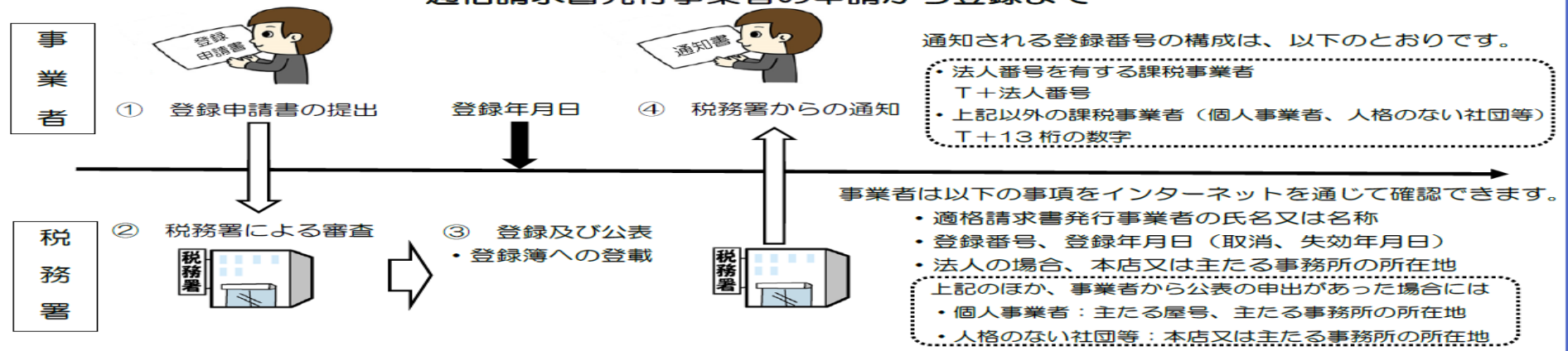
インボイス（適格請求書）を発行することができる事業者として税務署長の登録を受けた事業者（課税事業者に限る）

インボイスを発行できる事業者

適格請求書等保存方式が導入される2023年10月から登録を受けるためには、原則として、2021年10月1日から2023年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要がある。

！ 免税事業者は、インボイスを発行できない。

～適格請求書発行事業者の申請から登録まで～



I. インボイス制度について

2. 現行制度（区分記載請求書等保存方式）との違い

手引書
P.8

区分記載請求書等保存方式（現行）		適格請求書等保存方式（2023年10月1日～）	
請求書等 （支払通知書等含む）	① 発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 受領者の氏名又は名称 ⑤ 軽減対象資産の譲渡等である旨 ⑥ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※ 上記⑤⑥は、交付を受けた事業者の追記可	左記に加え ① 発行者の登録番号 ② 税率ごとの消費税額及び適用税率 ※「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、税抜価額又は税込価額 ※ 買い手が作成して売り手に確認を求める支払通知書の場合、登録番号は売り手のものを記載する ※ 交付を受けた事業者の追記不可	交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可
	交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可		

売り手が作成する請求書

〇〇(株) 御中 請求書 2023年11月1日

10分請求 1,122円(税込) (株)△△ (T1234567890123)

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	620	8	49	669
10%対象合計	412	10	41	453

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	155
10/1	100	缶詰※	155
10/1	100	ビール	206
10/10	200	鮎※	155
10/10	200	調味料※	155
10/10	200	日本酒	206

※は軽減税率対象品目

① 売り手の登録番号

新たに加わる記載事項

① 買い手が作成して売り手に確認を求める支払通知書

〇〇(株) 御中 支払通知書 2023年11月1日

10月分請求 1,122円(税込) (株)△△ (T1234567890123)

○送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。

合計	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象	620	8	49	669
10%対象	412	10	41	453

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	155
10/1	100	缶詰※	155
10/1	100	ビール	206
10/10	200	鮎※	155
10/10	200	調味料※	155
10/10	200	日本酒	206

※は軽減税率対象品目

② 税率ごとの消費税額及び適用税率
「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、税抜価額又は税込価額

交付を受けた事業者の追記不可

交付を受けた事業者の追記不可

I. インボイス制度について

2. 現行制度（区分記載請求書等保存方式）との違い

手引書
P.8

区分記載請求書等保存方式（現行）		適格請求書等保存方式（2023年10月1日～）
仕入税額 控除 の要件	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む)の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可 ただし、以下の 経過措置あり 2023年10月～2026年9月80%控除可 2026年10月～2029年9月50%控除可 ただし、免税事業者から受領する区分記載請求書等及びこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が要件
	せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可	一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可	請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可
	3万円未満の取引は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可	原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
保 存 (電磁的記録により提供を行った(又は受けた)場合)	売り手 : 保存義務なし 買い手 : 保存不要 (消費税法基本通達11-6-3)	売り手 : 保存義務あり 買い手 : 仕入税額控除の適用を受けるためには、保存が必要
適格請求書 発行事業者 登録制度	登録制度なし	2021年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可
税額計算	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	● 課税売上げ 原則：「割戻し計算」 特例：「積上げ計算」（課税仕入れの消費税額も「積上げ計算」を選択しなければならない） ● 課税仕入れ 原則：「積上げ計算」 特例：「割戻し計算」（課税売上げの消費税額を「割戻し計算」を選択している場合に限る）
売上税額の 計算の 特例★	軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の 計算の 特例★	軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間) 簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

★:税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が、5千万円以下の事業者)のみに適用が認められます。

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

3-1. 適格請求書発行事業者の義務（売り手）

3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？

3-3. インボイスに記載する消費税等の端数処理ルール

3-4. 返還インボイス（新たな実務）

3-5. インボイスと支払通知書を一つの書類で交付する場合

3-6. 記載事項に誤りがあるインボイスを受領・交付した場合（修正インボイス）

3-7. インボイスの保存

3-8. 仕入税額控除（買い手）

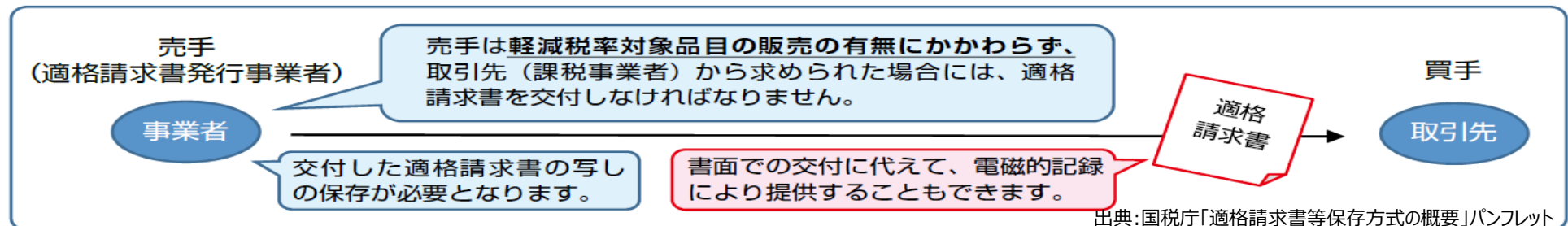
I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

手引書
P.11

3-1. 適格請求書発行事業者の義務（売り手）

	義 務	内 容
①	 適格請求書の交付義務 (インボイス交付義務)	取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書の交付又は適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供する義務。
②	 適格返還請求書の交付義務 (返還インボイス交付義務)	課税事業者に返品や値引等の売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書の交付又は適格返還請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供する義務。
③	 修正した適格請求書の交付義務 (修正インボイス交付義務)	交付した適格請求書（又は適格返還請求書）の記載事項に誤りがあった場合に、取引の相手方の課税事業者に対して、修正した適格請求書（又は適格返還請求書）の交付又は修正した適格請求書（又は適格返還請求書）の記載事項に係る電磁的記録を提供する義務。
④	 写しの保存義務	交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存義務。



禁止行為：適格請求書発行事業者でない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付する又は、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

罰 則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

I. インボイス制度について

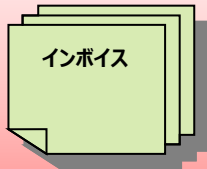
3. 留意ポイント

手引書
P.17~19

3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？



インボイスとして必要な事項が記載された書類
（請求書、納品書、受領書、レシート等）であれば、名称を問わず、
また、手書きであっても、適格請求書又は適格簡易請求書に該当する。
（電子データもOK）



複数の書類を合わせてインボイスとすることも可能です。
（必要な事項が複数の書類に記載）



何をインボイスとするかは、現状の取引実態において適切なもので判断する。



取引実態



- ・請求書
- ・納品書
- ・支払通知書
- ・請求データ
- ・支払データ

- ・請求書と納品書
- ・請求書と支払通知書
- ・請求書と受領データ
- ・支払通知書と受領データ
- ・請求データと支払データ

など

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？

手引書
P.17

例1：月次請求書をインボイスとする場合

- 請求書にインボイスとして必要な事項を全て記載する場合

請求書				
〇〇株式会社 御中		2023年11月1日		
10月分請求 1,122円（税込）		株式会社△△ (T1234567890123)		
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	620	8	49	669
10%対象合計	412	10	41	453

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	155
10/1	100	缶詰※	155
10/1	100	ビール	206
10/10	200	飴※	155
10/10	200	調味料※	155
10/10	200	日本酒	206

※は軽減税率対象品目



1インボイスにつき
税率ごとに端数処理1回

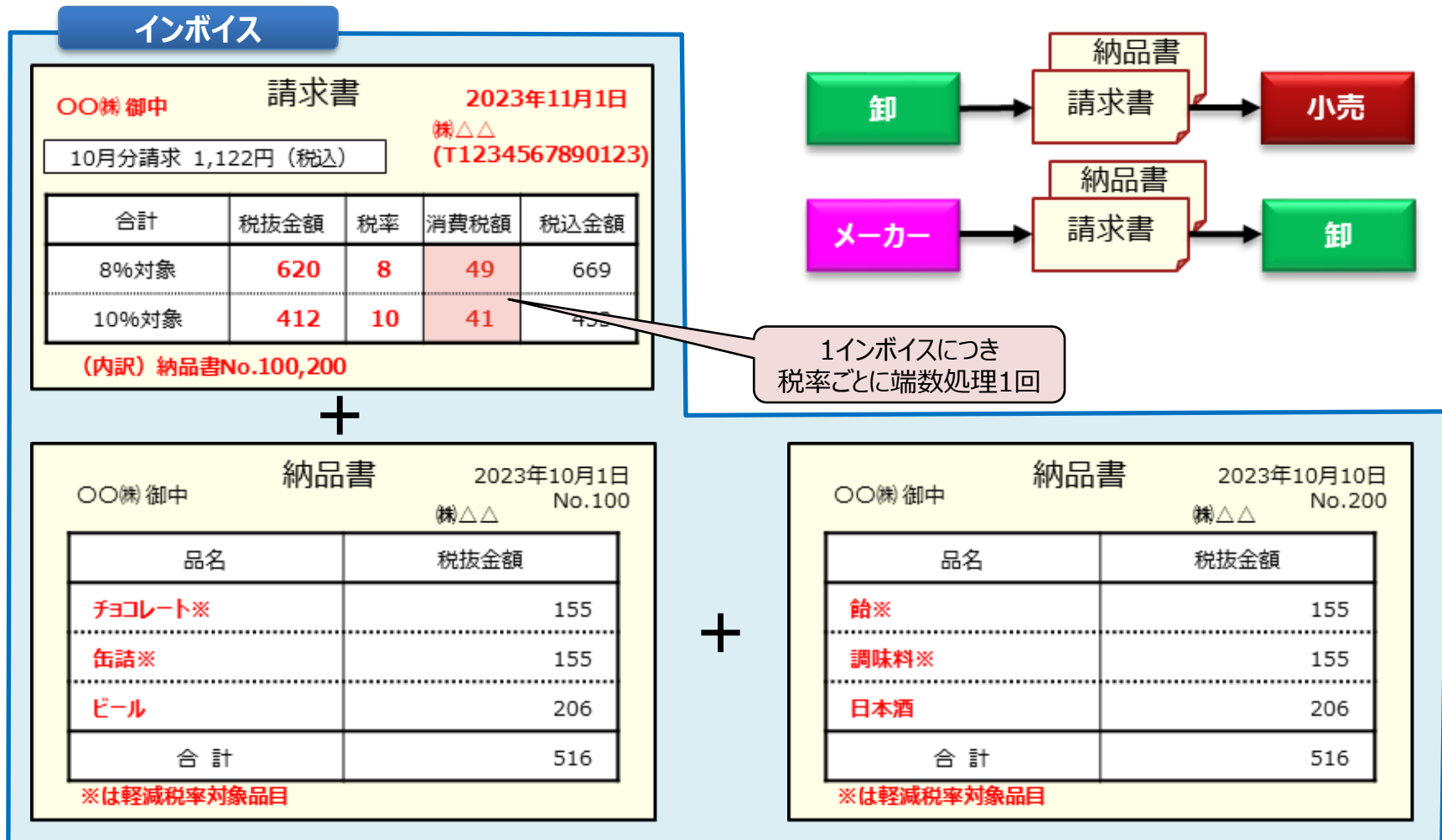
I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？

手引書
P.18

例2：相互の書類を一体としてインボイスとする場合

- 一定期間の取引の請求書と納品書を一体としてインボイスとする場合
- 一つの書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できるインボイス



I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？

手引書
P.20

例3：支払通知書をインボイスとする場合（買い手交付）

- 買い手側が作成した一定事項の記載のある支払通知書等で、相手方の確認を受けたもの（保存すれば、仕入税額控除の適用を受けることができる）

「課税仕入れの相手方の登録番号」の記載が必要

〇〇(株) 御中
(T1234567890123)

10月分支払額 1,122円 (税込)

〇送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。

支払通知書

2023年11月1日

(株)△△

合計	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象	620	8	49	669
10%対象	412	10	41	453

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	155
10/1	100	缶詰※	155
10/1	100	ビール	206
10/10	200	飴※	155
10/10	200	調味料※	155
10/10	200	日本酒	206

※は軽減税率対象品目

卸

支払通知書

メーカー

小売

支払通知書

卸

課税仕入れの相手方への確認

1インボイスにつき
税率ごとに端数処理1回

備 考

請求書に代わり、買い手が作成して売り手に確認を求める支払通知書にインボイスに必要な事項を全て記載した支払通知書を交付することもできる。
 この場合、**売り手の登録番号の記載と売り手の確認を受けたものに限られる。**

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？

例4：複数の書類を合わせてインボイスとする場合（請求書と支払通知書）

- 交付を受けたインボイス（請求書）に誤り等があったため、支払通知書を作成する
- 支払通知書は交付を受けた請求書との関連性を請求書により明らかにし、複数の書類を合わせて仕入明細書等としている
- 支払書に売上げに係る対価の返還等の内容を記載する場合に、継続して記載することで、仕入額から返品額を控除した金額を記載することも可能



インボイス

〇〇(株) 御中 請求書 2023年11月1日 請求No.1000				
10月分請求金額 1,122円(税込) (株)△△ (T1234567890123)				
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	620	8	49	669
10%対象合計	412	10	41	453
納品日	No	品名	税抜金額	
10/1	100	チョコレート※	155	
10/1	100	缶詰※	155	
10/1	100	ビール	206	
10/10	200	飴※	155	
10/10	200	調味料※	155	
10/10	200	日本酒	206	

※は軽減税率対象品目

合わせて

〇〇(株) 御中 支払通知書 2023年12月10日				
(T1234567890123) 請求No.1000に対する				
10月分支払金額 836円(税込) (株)△△				
○送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。				
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	565	8	45	610
10%対象合計	206	10	20	226
納品日	No	品名	税抜金額	備考
10/1	100	チョコレート※	-155	訂正
10/1	100	チョコレート※	100	訂正
10/10	200	日本酒	-206	返品

※は軽減税率対象品目

修正

返還

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

手引書
P.15,16

3-3. インボイスに記載する消費税等の端数処理ルール

現行制度では、「請求書等」に消費税額が記載事項になっていない → よって、端数処理のルールは定められていない



インボイスでは、端数処理ルールが定められており（一つのインボイスにつき、税率の異なるごとに1回）、**税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることになる**



請求書の明細ごとに端数処理を行い、それらを合計したものを消費税額とすることができなくなる

記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合

例①:認められる例 ○

〇〇(株) 御中			請求書		2023年11月1日	
※は軽減税率対象			(株)△△		(T1234567890123)	
請求金額			60,197円 (税込)			
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額		
カップラーメン※	83	167	13,861			
チョコレート ※	197	67	13,199			
ビール	57	77	4,389			
日本酒	57	417	23,769			
8%対象計		受領額	27,060	端数処理	2,164	
10%対象計			28,158	端数処理	2,815	

例②:認められない例 ×

〇〇(株) 御中			請求書		2023年11月1日	
※は軽減税率対象			(株)△△		(T1234567890123)	
請求金額			60,195円 (税込)			
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額		
カップラーメン※	83	167	13,861	1,108	行ごとに端数処理 合算	
チョコレート ※	197	67	13,199	1,055		
ビール	57	77	4,389	438		
日本酒	57	417	23,769	2,376		
8%対象計		受領額	27,060	2,163		
10%対象計			28,158	2,814		

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

手引書
P.22

3-4. 返還インボイス（新たな実務）



返品、値引、割戻し等の売上げに係る対価の返還等を行う場合は、
返還インボイス（適格返還請求書）を交付しなければならない。



返還インボイスは、売り手が交付した当初のインボイスについて、「対価の額を減額する（当初記載した「消費税額」が変わる）」といった側面があり、売り手（返品を受ける側、値引きをする側）が買い手（返品をする側、値引きをされる側）に対して交付することが原則。



然しながら、実務を尊重する観点から買い手（返品をする側）が返還インボイスの記載事項を満たした支払通知書等を作成し、売り手（返品される側）の確認を受けることで、原則的な対応を不要とする整理がされてる。



現行の実務に合わせた対応の検討が重要です

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-4. 返還インボイス（新たな実務）

手引書
P.23

記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② **売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日**（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

②の年月日は、運用上の取り扱いとして、事業者が継続している合理的な方法による記載も認められている

〇〇(株) 御中

● 10月分 お支払(2023年10月1日~31日)

お支払金額 2,058円 (税込)

請求書

(株)△△(株)

登録番号:T1234567890123

作成日:2023年11月1日

記載事項③

	商品名	日付	単位	税率	数量	単価	条件	金額
	トマトジュース	10月1日	ケース	8%	1	3,000	1C 120	-120
	日本酒	10月1日	バラ	10%	2	1,600	1B 400	-800
	レモンジュース	10月2日	ケース	8%	3	3,000	1C 120	-360
	ウイスキー	10月2日	バラ	10%	1	2,100	1B 600	-600
内 訳	10%対象						1,540円	(消費税 -140円)
	8%対象						-518円	(消費税 -38円)

記載事項②

記載事項④

記載事項⑤

「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のどちらかを記載 ※両方記載することも可能。

②年月日記載例



年月日記載の他に、以下の記載も認められている。

- ① 課税期間の範囲内で一定の期間を記載 例. 月日、月単位、「〇月～△月分」等。
- ② 返品等の処理を合理的な方法により継続して行っている場合
当該返品等の処理に基づき合理的と認められる年月日を記載することとしても差し支えありません。
例. 「前月末日」や「最終販売年月日又は最終販売年月」

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-4. 返還インボイス (新たな実務)

手引書
P.24

返品の場合の請求レシ対応例

- 対価の返還等が行われた場合には、「**買い手**」が**適格返還請求書の記載事項を記載した支払通知書を作成し、「売り手」の確認を受けることで、「売り手」の適格返還請求書の交付は不要。**
- 支払通知書による仕入税額控除を行う場合、**対価の返還等（適格返還請求書）とそれ以外（支払通知書）の内容を、一つの書類で記載することも可能。**その場合、**対価の額と消費税額等については、（小売ごとに）継続適用を条件に、相殺表示が可能。**（消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算）

〇〇様 御中
(T1234567890123)

支払通知書

2023年11月1日

10月分支払 492円 (税込)

株式会社△△

・送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済とします

合計	売上額	消費税額等
8%対象	150	12
10%対象	300	30

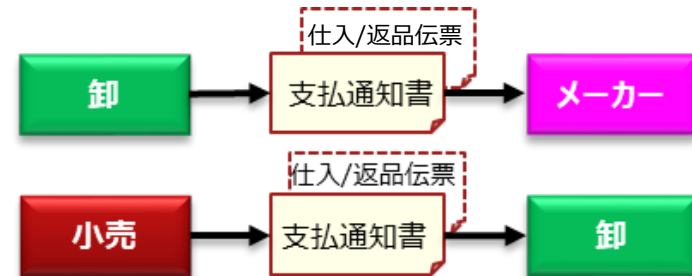
納品日	伝票No	品名	金額(税抜)	備考
10/1	100	チョコレート※	100	
10/1	100	缶詰※	200	
10/1	100	日本酒	500	
10/10	200	飴※	-150	返品9/10
10/10	200	ビール	-200	返品9/20

※は軽減税率対象品目

※は軽減税率対象品目

本来対価の返還等がある場合、「**売り手**」から**適格返還請求書の交付を行う必要があるが、適格返還請求書の記載事項を記載した支払通知書を作成し、「売り手」の確認を受けることで足りる。**

いつの売上げに係る返品かを示す年月日が必要になる。
売上げのない年月日の記載はできません。



継続適用を条件に、相殺記載が可能。
※相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う。
※上記条件以外の場合は、別途、控除(割戻し他)の金額と消費税額を税率ごとに記載しなければならない。

No.200 2023年10月10日 返品伝票				No.100 2023年10月1日 仕入伝票(納品書)			
日付	品名	数量	金額(税抜)	品名	数量	金額(税抜)	
9/10	飴※	1	-150	チョコレート※	1	100	
9/20	ビール	1	-200	缶詰※	1	200	
※は軽減税率対象				日本酒	1	500	
※は軽減税率対象				※は軽減税率対象			

支払通知書の明細に代わり、仕入伝票と返品伝票の一体とした適格返還請求書(支払通知書)でも可能。ただしこの場合、相互の関連性を示すために、例えば請求書上に仕入・返品伝票No等の記載が必要。

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

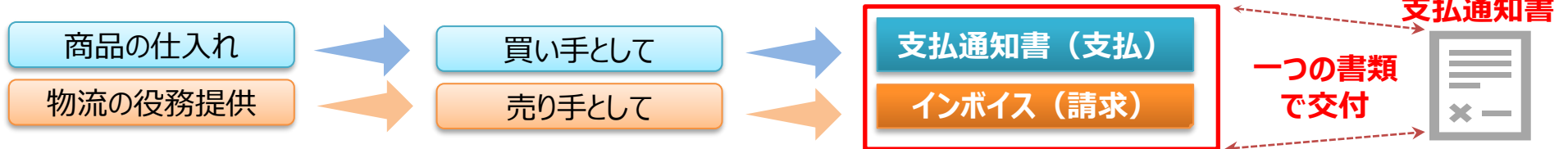
手引書
P.21

3-5. インボイスと支払通知書を一つの書類で交付する場合

支払通知書による仕入税額控除も認められ、インボイスと支払通知書を一つの書類で交付することも認められている

例

小売業者が商品の仕入れの支払いと小売業者が担って卸売業者に提供した「物流の役務提供」の費用請求を一つの支払通知書に記載して行う場合。



小売業者は、卸売業者からの「商品の仕入れ」につき、「仕入通知書」対応として、売り手である**卸売業者の登録番号**を記載する

【買い手】としての「支払通知書」、【売り手】としての「インボイス」のいずれの記載事項も必要となることから、

- ・「商品の仕入れ」に係る税率、対価及び消費税額等
- ・「物流の役務提供」に係る税率、対価及び消費税額等をそれぞれ記載する

支払通知書		〇年〇月〇日	
卸売業者 御中 登録番号T123456		小売業者 登録番号T987654	
支払金額合計 218,000円			
※送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済とします			
合計	仕入金額	消費税額等	
8%対象	100,000	8,000	
10%対象	110,000	11,000	
控除金額 (10%対象)	4月分 物流費	金額	10,000
		消費税等	1,000
日付	取引	伝票番号	支払金額（税抜き）
4/1	仕入	123	8% 2,000
			10% 600
4/4	仕入	789	10% 30,000
			

小売業者は、卸売業者に対する「物流の役務提供」につき、「インボイス」対応として、売り手である**小売業者自身の登録番号**を記載する



「商品の仕入れ」と「物流の役務提供」の相殺後の金額のみの記載は不可

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

手引書
P.25

3-6. 記載事項に誤りがあるインボイスを受領・交付した場合（修正インボイス）

⚠ インボイスの記載事項に誤りがあった場合、修正インボイスを交付及び保存しなければならない



受領した場合



- 交付元に修正インボイスの交付を依頼する（継続取引の場合、翌月請求書でもOK）
- 買い手が修正内容を記載した支払通知書（修正インボイス）を交付する



交付した場合



- 交付先に修正インボイスを交付をする（継続取引の場合、翌月請求書等でもOK）
- 買い手にて修正内容を記載した支払通知書（修正インボイス）を交付してもらう

何を修正インボイスとするか？



- ・ 修正事項を含めた全ての事項を記載した請求書等を再交付する。
- ・ 交付元の請求書等との関連性を明示しつつ、修正事項のみを記載した文書等を新たに交付する。
- ・ などを検討する。

💡 注意事項

- 現状、「**3万円未満の課税仕入れ**」や「**請求書等の交付が受けられなかったことにつき、やむを得ない理由がある時**」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められているので、請求・支払いそのものに支障がないような場合は、仕入税額控除のためだけに請求書等をもらい直すという行為をしていない場合がある。



インボイス制度では、認められず、修正したインボイスの交付が求められ、それを保存しなければならない

- **⊘ 受領したインボイスに自ら追記や修正を行うことはできない。**

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

手引書
P.28~33

3-7. インボイスの保存



「売り手」と「買い手」がいかに負担なく保存を行えるようにするか検討する。

	現 行	適格請求書等保存方式導入後
売り手	保存義務なし	保存義務あり
買い手	保存不要	保存が必要

保存期間	交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間
------	---

電子インボイスの保存

「電子帳簿保存法（電帳法）」に準じて電子インボイスを保存する。

税制改正による電帳法の要件緩和（以下、例）→「電子化」を進めるハードルがさらに下がる

税制改正	内 容
令和2年度	- クラウド（データの訂正削除の記録が残る等のシステム利用）などの利用者が自由にデータを改変できないシステムを利用OK - タイムスタンプ付与の緩和
令和3年度 (令和4年1月より)	- 帳簿書類の電子保存とスキャナ保存に関する税務署による事前承認廃止 - 例えば、紙のインボイスを受領してから約2か月以内にスキャンし、データとして適切に保存すれば、受領した紙のインボイスを即破棄することが可能

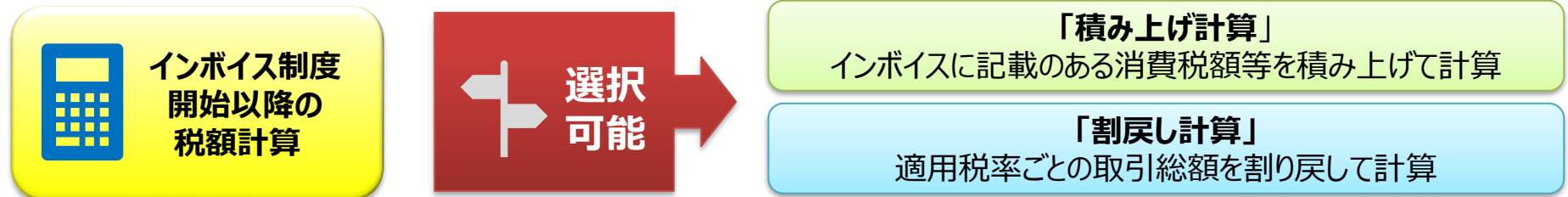
I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

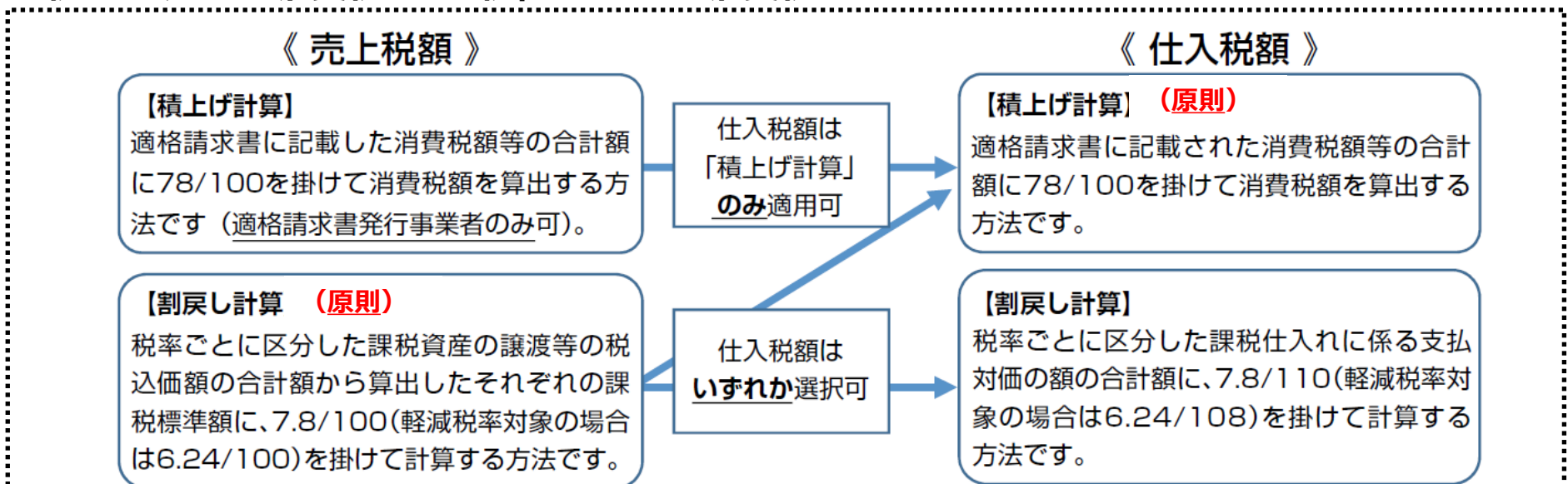
手引書
P.36,37

3-8. 仕入税額控除（買い手）

① 税額計算の方法



課税売上げに係る消費税額と課税仕入れに係る消費税額の計算方法



- 売上税額について、「積み上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られる。
- 売上税額を「積み上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積み上げ計算」にしなければならない。

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-8. 仕入税額控除 (買い手)

手引書
P.37,38

② 免税事業者等からの課税仕入れ



免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れは、仕入税額控除の適用を受けられなくなる。



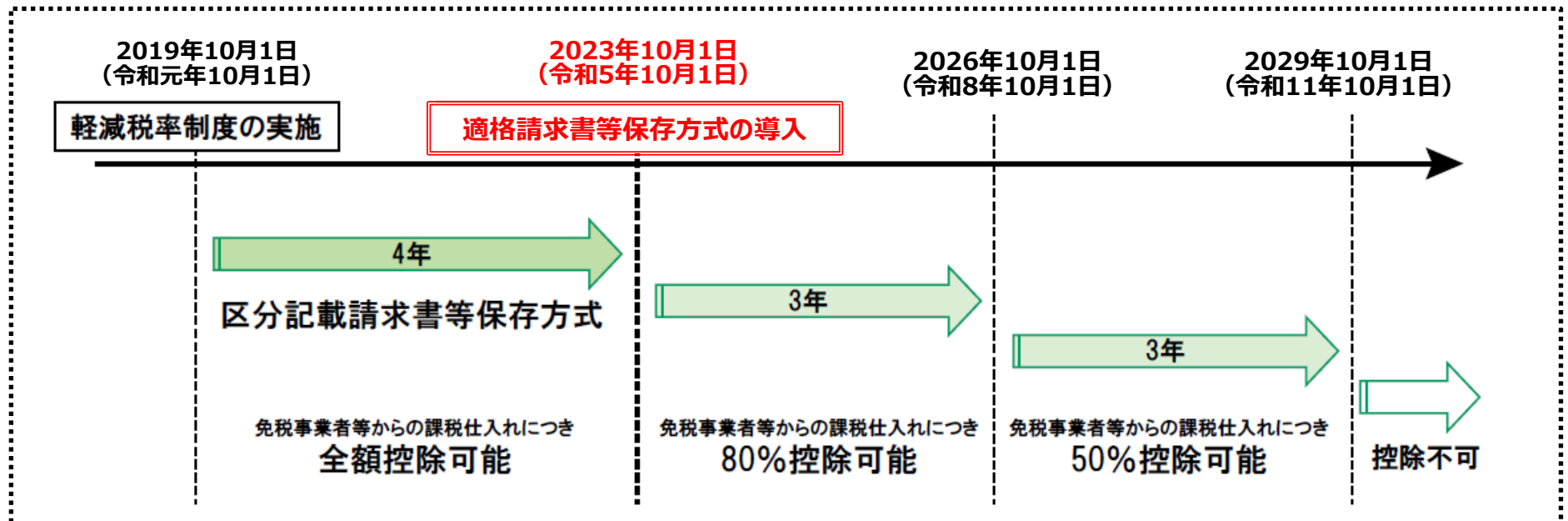
経過
措置

制度導入後 6 年間

仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる



免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存及びこの経過措置の適用を受ける旨 (80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨) を記載した帳簿の保存が必要



出典: 国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-8. 仕入税額控除 (買い手)

手引書
P.34,35

③ 見積りインボイス

💡 課税期間の末日までに支払対価の額が確定しない時の仕入税額控除

現状において一部の水道光熱費などは、課税期間の末日までに請求書（検針票等）が届かず、対価の額が確定していないものとして見積りで仕入税額控除を行っているものがあるが、インボイス制度後は以下のとおりとなる。

原則

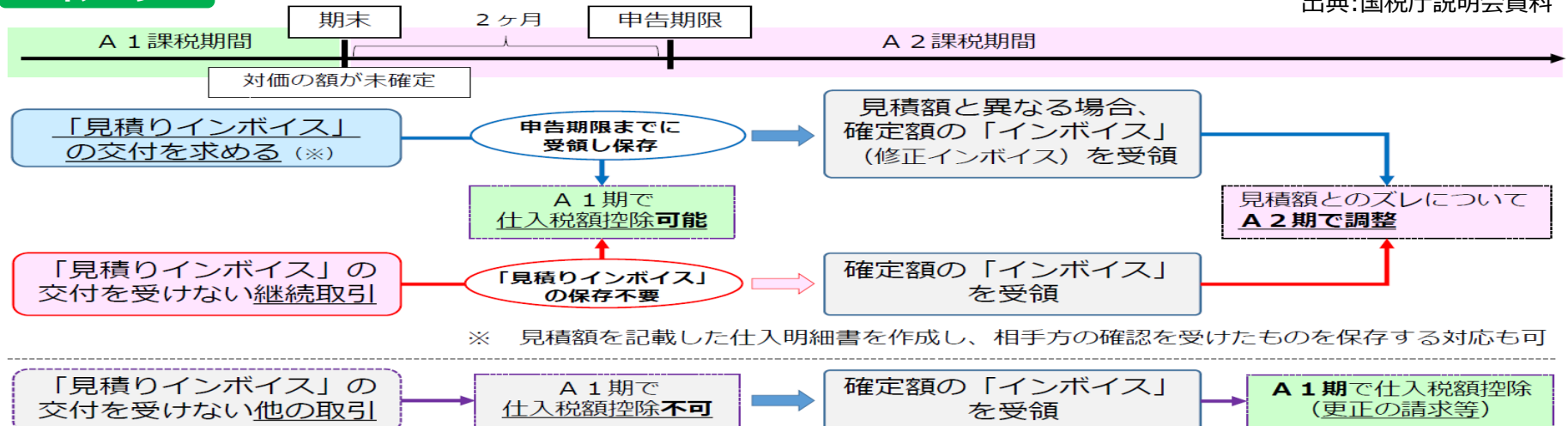
見積額を記載した適格請求書（「見積りインボイス」）の交付を求め、これを**保存することで見積額での仕入税額控除が認められます**。その後、確定した額と見積額が異なる場合には、確定額の適格請求書（修正インボイス）を受領し、それを保存する。

例外

「見積りインボイス」の交付を受けられない場合
電気・ガス・水道水の供給のような**継続して行われる取引**については、「見積りインボイス」の保存がなくとも、その後、**金額が確定した時に交付される適格請求書を保存することを条件として、見積額での仕入税額控除を認める**こととして取り扱う。

イメージ

出典: 国税庁説明会資料



※見積りで仕入税額控除を行った金額と確定した金額とが異なるときには、その差額を確定した日の属する課税期間において、調整する。

I. インボイス制度について

4. その他（補助金:中小企業）

IT導入補助金の拡充内容（令和3年度補正予算）

【中小企業庁作成】

インボイス制度導入への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進。

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化し、補助率を引き上げ

- 補助率を通常の 1 / 2 から 3 / 4 に引き上げ（補助額 5～50万円以下）
 - 補助率を通常の 1 / 2 から 2 / 3 に引き上げ（補助額 50万円超～350万円）
- ※補助率の考え方については、4ページ参照

クラウド利用料を2年分まとめて補助

昨今のITツールがクラウド化していることを踏まえ、最大2年分のクラウド利用料を補助。

PC・タブレット、レジ・券売機等の購入を補助対象に追加

- PC・タブレット等については、補助上限額10万円、補助率 1 / 2 で支援。
- レジ・券売機等については、補助上限額20万円、補助率 1 / 2 で支援。

複数社連携IT導入類型の創設

- 地域DXの実現や生産性の向上を図るため、複数の中小・小規模事業者が連携して ITツール及びハードウェアを導入する取組を支援する。

出典:財務省「インボイス制度説明会」資料より

I. インボイス制度について

4. その他（補助金:中小企業）

「デジタル化基盤導入類型」の概要について

【中小企業庁作成】

1. 概要

- 中小・小規模事業者は、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助対象事業者

- 中小企業等（従来のIT導入補助金と同様）

3. 事業イメージ（例）

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費（一例）

（1）ITツール

- 導入に係る費用
パッケージ購入費、初期費用（クラウド型の場合等）、システム構築費、導入作業費、役務費（導入支援）
- 利用に係る費用（2年分）
月額、年額サービス利用料、システム保守費用

（2）ハードウェア

- 機器（本体・付属機器）購入費用、設置費用

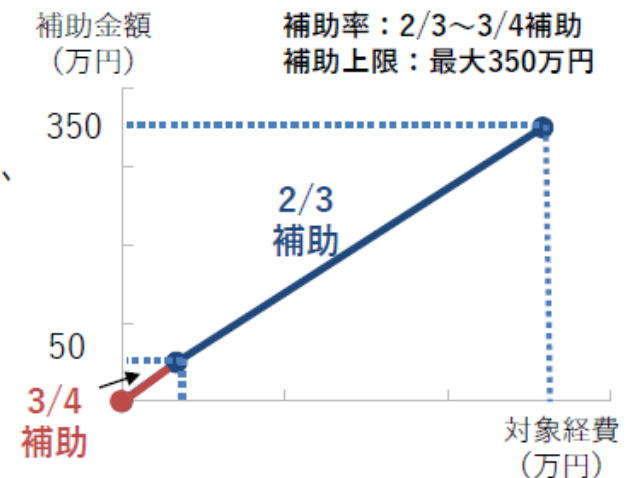
5. 補助率・補助額

ITツール：補助額5万円～50万円以下（補助率 $3/4$ ）、補助額50万円超～350万円（補助率 $2/3$ ）

⇒導入するITツールが「会計」「受発注」「決済」「EC」の機能を2機能以上有する場合は、補助額350万円以下の申請が可能。（1機能の場合は、補助額50万円以下の申請が可能。）

PC・タブレット等：補助額10万円まで（補助率 $1/2$ ）、レジ・券売機等：補助額20万円まで（補助率 $1/2$ ）

【ITツールの補助率・補助上限額の関係】



Ⅱ．具体的な対応 (日食協指針)

具体的な対応（日食協指針）

1. 基本指針

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

4. 留意事項

5. インボイスの保存

6. 仕入税額控除

7. 経費精算等

8. 免税事業者への対応

9. EDIと標準書式

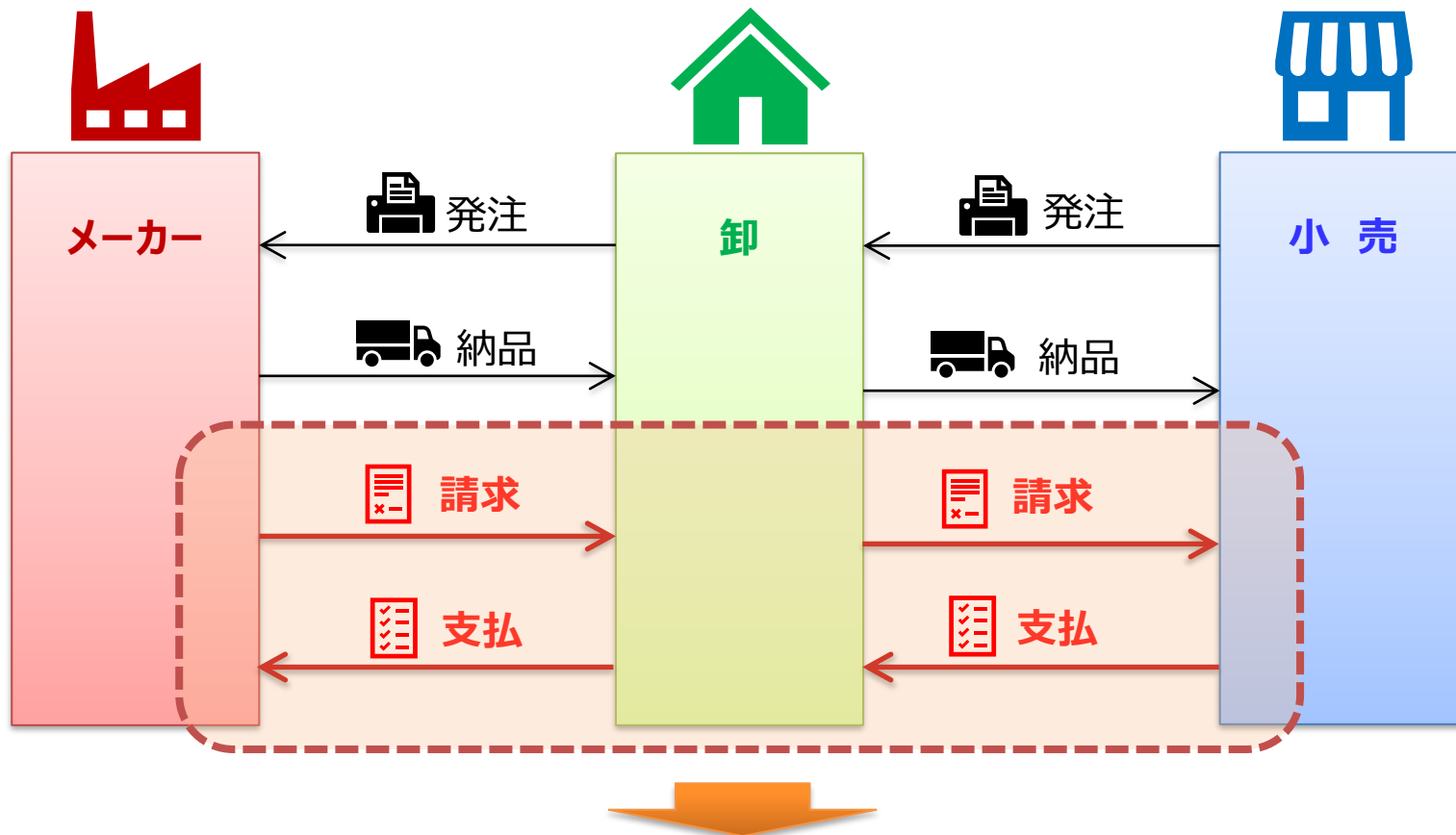
10. 小売・メーカーへの依頼事項

Ⅱ. 具体的な対応

1. 基本指針

手引書
P.46

💡 受発注・物流など、日次業務の運用への影響を極力及ぼさない対応とする。



運用変更、システム改修は、経理処理を中心に 最小限に抑え、
受発注・物流等への影響を極力及ぼさない対応を推奨する。

Ⅱ. 具体的な対応

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応

手引書
P.44

2-1. 登録番号の通知と入手



推奨スケジュール

国税庁ホームページにて
登録番号検索が可能

登録申請
受付開始

2021年10月1日

2023年10月1日から登録を
受けるためには、原則として
2023年3月31日までに
登録申請書を提出する

2023年3月31日

適格請求書等
保存方式開始

2023年10月1日

	2021年	2022年	2023年
1-1. 登録申請	10/1 → 3/31		
1-2. 取引先への登録要請	10/1 → 3/31		
1-3. 登録番号の通知		→ 4/30	
1-4. 登録番号の入手		→ 6/30	
1-5. 登録番号の管理			→ 9/30

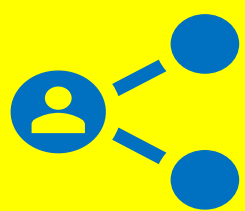
Ⅱ. 具体的な対応

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応

2-1. 登録番号の通知と入手

登録番号の共有

当協会として以下を計画（承諾頂いた企業）



① 当協会の会員卸の登録番号をHP等にて、公開予定

② 各メーカーの登録番号を共有できないか検討中



来年早い時期に共有できるようにする
(具体的には、別途ご案内予定)

Ⅱ. 具体的な対応

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応

手引書
P.45

2-2. 登録番号の管理



売り手が交付する請求書等に対し、**買い手が交付する支払通知書等にて返品や違算を通知する場合**は、売り手に代わり修正した適格請求書（修正インボイス）や適格返還請求書（返還インボイス）を売り手の確認を受けることを条件に、**支払通知書に売り手の登録番号の記載が必要**となる。



自社の登録番号のみならず、メーカーと小売の登録番号を管理する必要がある。
現状の取引実態に照らし合わせ、管理範囲及び方法を検討する。

☐ マスター等での管理

仕入先（メーカー）マスター、得意先（小売）マスター等に登録番号（13桁）の項目を用意し、適時追加・変更ができるよう準備する。

【備考】

マスター項目のシステム改修にあたっては、登録番号項目の他に、以下の項目が必要になる場合がありますので、もし既存のマスターにない場合は、必要可否を検討のうえ準備する。

- 免税事業者等かの判別 → 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置適用の判別等に必要。
- 適格請求書発行事業者である期間又は登録取消年月日、登録失効年月日。

Ⅱ. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

手引書
P.46



指 針

インボイス

卸とメーカー、小売との取引におけるインボイスは、**請求書及び支払通知書**とし、それぞれその要件を具備する。



単体
納品伝票類

日々の納品伝票等も当然ながらインボイスとなり得る重要な証票ですが、日次業務の運用への影響を極力及ぼさない対応及び、業界の特徴として、非常に膨大なアイテム数を多頻度で扱い、かつ日々継続的に取引されている現状から、個々の納品伝票類にすべてインボイス要件を記載することは運用大きな負担であり、また、システム改修が膨大になることから、納品伝票類単体での対応は、現状にそぐわないと判断する。
※納品伝票等を単体としてインボイスとすることは、例外として取り扱う。



請求書

又は

支払通知書

+

納品伝票類

請求書あるいは支払通知書等において、品代明細の証票として納品伝票等を合わせてインボイスとする場合はOK。

Ⅱ. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

手引書
P.47～54



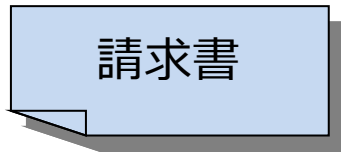
当協会では、インボイス（請求書及び支払通知書）を
交付パターンと交付単位に整理。



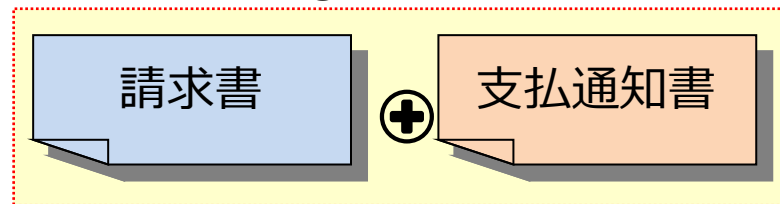
交付パターン

何をもってインボイスとし、交付するかのパターン

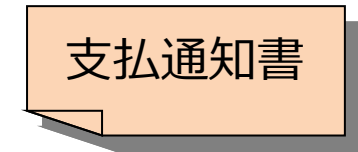
①請求書のみ



②一括して



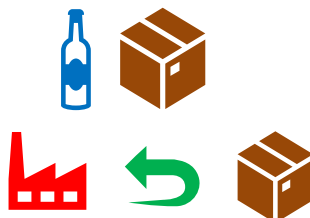
③支払通知書のみ



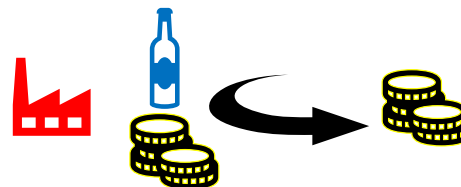
交付単位

インボイスをどの様に分けて交付するかの単位

①品代
(返品含む)



②割戻し・リベート類
(返還インボイスのみ)



③役務の提供



Ⅱ. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

手引書
P.51～54

3-1. 小売⇔卸間の対応

小売の仕入れに合わせた請求書等の交付や、当月内での修正インボイスの交付等を求められた場合、実務的に対応は困難である。



小売・卸それぞれが発行している現状の請求書及び支払通知書をインボイスにすることを前提にし、双方がその要件を整えることを小売と事前に相互合意して対応する。

交付単位別推奨パターン（請求書・支払通知書の整理）

◎：当協会推奨

- 交付単位をA.品代、B.割戻し・リベート類、C.役務の提供の3単位に整理。
- 交付パターンを①請求書のみ、②請求書と支払通知書の一括、③支払通知書のみ、④支払通知書での相殺の4パターンに整理。

返還インボイスに整理

交付 パターン	インボイス	交付単位		
		A（品代）	B（割戻し・リベート）	C（役務の提供）
		交付元	交付元	交付元
①	請求書	卸	小売	◎ 提供者
②	請求書 + 支払通知書	◎ 卸（請求書） + 小売（支払通知書）	◎ 小売（請求書） + 卸（支払通知書）	◎ 提供者（請求書） + 受益者（支払通知書）
③	支払通知書	◎ 小売	卸	受益者
④	支払通知書で の相殺		小売	小売

Ⅱ. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか：3-1. 小売⇔卸間の対応

手引書
P.51～54

※一般的に行われている取引慣行である**交付パターン②、③を推奨する。**

交付パターン	交付パターン	インボイス	内 容	備 考
	①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。基本的に違算が発生しない場合。	違算が発生する場合は次月以降の請求書で修正されることが前提。
	②	請求書 + 支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。	請求書と支払通知書との相互の関連性の明記が必要。
	③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。	・小売の仕入れに基づく品代精算（請求レス） ・年間リベート等、卸通知による精算等。
	④	支払通知書での相殺	小売が卸に対するリベート請求、あるいは売り手としての役務の提供に関し、別途請求書を交付せずに、買い手として交付する支払通知書上で通知し、相殺する場合。	商品の譲渡（返還）と役務の提供が一つのインボイスになるケース。

交付単位	交付単位	交付元	インボイス	インボイスの内容
	A 品代	卸	請求書	品代に関する適格請求書、返品に関する返還インボイス、単価の修正（即引リベート）
		小売	支払通知書	小売確定の支払通知（インボイスの買い手交付）、卸の請求に関する修正インボイス、返品に関する返還インボイス
	B 割戻し リベート 類	小売	請求書	値引、割戻し、販促リベート等の返還インボイス
			支払通知書（相殺）	卸への（交付単位A）支払通知書において相殺項目として記載
	C 役務の 提供	卸	支払通知書	小売の請求に関する修正インボイス、卸確定のリベート支払通知（返還インボイス）
		役務の提供者	請求書	役務の提供に関する適格請求書（物流費・ギフトカタログ代 等）
		受益者	支払通知書	役務の提供を受けた場合の支払通知書（インボイスの買い手交付）
		小売	支払通知書（相殺）	卸への（交付単位A）支払通知書において相殺項目として記載

Ⅱ. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

手引書
P.47～50

3-2. メーカー⇔卸間の対応

メーカーは、卸の仕入れに合わせた請求書等の交付や、当月内での修正インボイスの交付等を求められた場合、実務的に対応は困難であると想定。



メーカー・卸それぞれが発行している現状の請求書及び支払通知書をインボイスにすることを前提にし、双方がその要件を整えることをメーカーと事前に相互合意して対応する。

交付単位別推奨パターン（請求書・支払通知書の整理）

◎：当協会推奨

- 交付単位をA.品代、B.割戻し・リベート類、C.役務の提供の3単位に整理。
- 交付パターンを①請求書のみ、②請求書と支払通知書の一括、③支払通知書のみ、の3パターンに整理

返還インボイスに整理

交付 パターン	インボイス	交付単位		
		A（品代）	B（割戻し・リベート）	C（役務の提供）
		交付元	交付元	交付元
①	請求書	メーカー	卸	◎ 提供者
②	請求書＋ 支払通知書	◎ メーカー（請求書）＋ 卸（支払通知書）	◎ 卸（請求書）＋ メーカー（支払通知書）	◎ 提供者（請求書）＋ 受益者（支払通知書）
③	支払通知書	卸	メーカー	受益者

Ⅱ. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか：3-2. メーカー⇔卸間の対応

手引書
P.47～50

※一般的に行われている取引慣行である**交付パターン②を推奨する。**

交付パターン

交付パターン	インボイス	内 容	備 考
①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。 基本的に違算が発生しない場合。	違算が発生する場合は次月以降の請求書で修正されることが前提。
②	請求書＋ 支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。	リベートの修正(差異)通知も支払通知となります。 請求書と支払通知書との相互の関連性の明記が必要。
③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。	卸の仕入れデータに基づく品代精算。 年間リベート等のメーカー通知による精算等。

交付単位

交付単位	交付元	インボイス	インボイスの内容
A 品代	メーカー	請求書	品代に関する適格請求書、返品に関する返還インボイス、 単価の修正（即引リベート）
	卸	支払通知書	卸確定の支払通知（インボイスの買い手交付） メーカーの請求に関する修正インボイス 返品に関する返還インボイス
B 割戻し リベート類	卸	請求書	値引、割戻し、リベート等の返還インボイス
	メーカー	支払通知書	卸の請求に関する修正インボイス メーカー確定のリベート通知（返還インボイス）
C 役務の提供	役務の提供者	請求書	役務の提供に関する適格請求書 (直送運賃・展示会コマ代・在庫保管料 等)
	受益者	支払通知書	役務の提供を受けた場合の支払通知書 (インボイスの買い手交付)

Ⅱ. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

例：請求書と支払通知書を合わせてインボイスとする（複合ケース）

- 請求書に対し支払通知書にて、照合結果の差異（追加・修正）記載と役務提供の請求をする場合
- 請求書と支払通知書との関連性を明確にする
- 支払通知書に対価の返還等の内容を記載する場合、継続して記載することで、仕入額から返品額を控除（相殺）した合計金額を記載できる
- 支払通知書にて、役務請求をする場合、仕入額より控除（相殺）はできず、別途合計金額を記載する（売り手が違うため）

インボイス（請求書+支払通知書）

請求書 2023年11月1日

請求No.1000

10月分請求金額 1,122円(税込)

(株)△△ (T111111111111)

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	620	8	49	669
10%対象合計	412	10	41	453

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	155
10/1	100	缶詰※	155
10/1	100	ビール	206
10/10	200	飴※	155
10/10	200	調味料※	155
10/10	200	日本酒	206

※は軽減税率対象品目

支払通知書 2023年12月10日

相手の登録番号を記載 (T111111111111)

請求No.1000に対する

10月分支払金額 726円(税込)

(株)△△ (T999999999999)

○送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	565	8	45	610
10%対象合計	206	10	20	226
10%役務控除	100	10	10	110

納品日	No	品名	税抜金額	備考
10/1	100	チョコレート※	-155	訂正
10/1	100	チョコレート※	100	訂正
10/10	200	日本酒	-206	返品
10/31		配送費	100	役務

※は軽減税率対象品目

合わせて

請求日又は支払日を最終販売日とする場合は、記載しなくともよい

役務請求がある場合、
自社の登録番号を記載

相手方への確認

請求金額に対し返品を控除（相殺）

役務請求計

修正

返還

請求

Ⅱ. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか



「何をインボイスとするか」は、現状の運用を鑑み、双方がその要件を整えることを相対で確認・合意する。

※対応を統一できないかとの問合せがあるが、卸は多種多様の取引先があり、統一するのは難しい → できるだけ当協会の推奨パターンにて対応願う。



紙の請求書・支払書と請求・支払EDIデータのどちらをインボイスとするか。

- 紙でインボイス記載要件が満たされていれば、紙をインボイスとする。
なおこの場合、EDIデータ交換を止めるということではない。
- 紙でインボイス記載要件をすべて満たすことができず、EDIデータと合わせて満たす場合は、紙とEDIデータをインボイスとする。

卸・メーカー間の場合



- **品代等の請求・支払**

紙の請求書・支払通知書をインボイスとする。

※日食協標準EDIフォーマットに請求データはあるが、インボイスとするのは難あり。
また一方で、支払データ・フォーマットがない。



- **販促金請求・支払**

紙でインボイス要件を満たすのであれば紙。EDIデータで満たすのであればEDIデータ。相対で確認・合意する。

※EDIデータをインボイスとする場合は、新バージョンにて対応する。

Ⅱ. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

振込手数料

商習慣として、振込手数料は買い手が支払通知書にて
相殺し支払っている場合がある。

その場合、その旨を記載していない場合がある → 今後、インボイスが必要



買い手が支払通知書に役務の提供等として記載し相殺する。
又は、買い手が請求書を発行する。

〇〇(株) 御中 **支払通知書** 2023年12月10日
(T11111111111111)

請求No.1000に対する

10月分支払金額 1,850円(税込) (株)△△ (T99999999999999)

○送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	1,000	8	80	1,080
10%対象合計	1,000	10	100	1,100
10%役務控除	300	10	30	330

納品日	No	品名	税抜金額	備考
12/10		振込手数料	300	役務

※は軽減税率対象品目

又は

〇〇(株) 御中 **請求書** 2023年12月10日

10月分請求金額 330円(税込) (株)△△ (T99999999999999)

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	0	8	0	0
10%対象合計	300	10	30	330

納品日	No	品名	税抜金額	備考
12/10		振込手数料	300	役務

※は軽減税率対象品目

Ⅱ. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.57

4-1. 複数書類又は電子データとの「相互の関連性」について



複数の書類等と電子データ等又は、売り手と買い手が相互に交付するインボイスなどの書類等を一つのインボイスとする場合には、相互の関連性を明示する必要がある点に注意。

例1. 交付パターン② 請求書と支払通知書の例を一つのインボイスとする場合

請求書と支払通知書との相互の関連性。

- ① 請求番号にて関連づける
- ② 「請求期間××月××～××日分」にて関連づける
- ③ 「××月分請求+請求合計金額」等を記載し、関連づける
- ④ 請求年月日等を記載し、関連づける

どれかの方法で、相互の関連性を明示する

〇〇(株) 御中 **請求書** 請求日2023年11月1日
請求番号:100001

ご請求期間: 10月1～31日分

(株)△△
T1234567890123

請求金額	2,180円(税込)		
8%対象計	1,000	80	
10%対象計	1,000	100	

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	1,000
10/10	200	ビール	1,000

※は軽減税率対象品目

(株)△△ 御中 **支払通知書** 2023年11月20日
T1234567890123 (2023年11月1日請求分)

請求番号:100001に対する
ご請求期間: 10月1～31日分に対する 〇〇(株)

請求金額	2,180円(税込)		
支払金額	1,960円(税込)		
8%対象計	1,000	80	
10%対象計	800	80	

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	1,000
10/10	200	ビール	800

※は軽減税率対象品目

(②+③)

売り手に代わり買い手が修正

Ⅱ. 具体的な対応

手引書
P.57

4. 留意事項：4-1. 複数書類又は電子データとの「相互の関連性」について

例2. 交付パターン③ 支払通知書と伝票類又は電子データの例

支払通知書と仕入伝票（納品書）・返品伝票又は電子データとの相互の関連性。

- ① 伝票番号
② 納品日+伝票番号 } どれかの方法で、相互の関連性を明示する

〇〇(株) 御中 T1234567890123		支払通知書		2023年11月1日
10月分請求 492円（税込）		(株)△△		
・送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済とします。				
合計	売上額	消費税額等	控除(割戻し)	消費税額等
8%対象	300	24	-150	-12
10%対象	500	50	-200	-20
納品日	伝票No	金額(税抜)	備考	
10/1	100	800		
10/10	200	-350		

※は軽減税率対象品目

No.100	2023年10月1日	又は	EDI 入荷確定等 (納品確定) データ項目は、 左記 伝票と同様
仕入伝票(納品書)			
品名	数量	金額(税抜)	
チョコレート※	1	100	
缶詰※	1	200	
日本酒	1	500	
※は軽減税率対象			

No.200	2023年10月10日	又は	EDI 返品通知等 データ項目は、 左記 伝票と同様
返品伝票			
日付	品名	数量	金額(税抜)
9/10	飴※	1	-150
9/20	ビール※	1	-200
※は軽減税率対象			

相互の関連性

納品日と伝票Noにて、
書類等の関連性を明示する。

(注) 対価の返還の元日付

- 支払通知書に商品明細まで記載した場合は、支払通知書の備考等に日付が必要となる。この場合、返品伝票をインボイスに含めなくてよい。
- 支払通知書、仕入伝票、返品伝票の全てをEDIとする場合は、元日付データ項目の持ち方に対し、事前の取り決めが必要。
 - ・支払通知書等データに設ける
 - ・返品データ等に設ける
 - 或いは、支払通知書等データと返品データ等の両方に設ける

Ⅱ. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.58

4-2. 「相手方への確認」について



買い手がインボイスを交付する場合、相手方への確認が要件とされているので、確認されている実態を明らかにする。

下記例を参考に検討する。

確認方法の例

ケース	内 容
 ファクシミリ対ファクシミリ	ファクシミリ同士は相互に確認（記録）の通信を行っているので、そのままで相手方への確認があったものとします。
 インターネットや電子メールなどを通じて、相手方へ提供した場合	インターネットや電子メールは、システム上で確認（記録）を行っているので、そのままで相手方への確認があったものとします。
 EDIの電子データ等	EDIの電子データ等は、システム上で確認（記録）を行っているので、そのままで相手方への確認があったものとします。
 支払通知書等に確認の記載をする	支払通知書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨を記載又は別途通知文を添付して相手方に送付して確認を得る。
 基本契約等を締結又は記録を残す	「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載した基本契約等を締結又は記録書類を相手方に送付して確認を得る。

Ⅱ. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.25,48,52

4-3. インボイスに対する修正（修正インボイス）



都度の修正インボイスは交付しないことを基本とする。



継続的取引における請求書及び支払通知書等のインボイスに対する修正は、
次月以降の請求書又は支払通知書等で行うこととする。
(単月請求等は除く)

交付 パターン	インボイス		内 容
①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。基本的に違算が発生しない場合。	- 次月以降の請求書にて修正する（発生した場合）。 - 買い手が修正箇所を発見した場合は、売り手に伝え、次月以降の請求書にて修正する。
②	請求書＋ 支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。	- 次月以降の請求書又は支払通知書にて修正する。 - 売り手が間違いに気が付いた場合や買い手より間違いについて連絡のあった場合は、次月以降の請求書にて修正する。 - 買い手が間違いに気が付いた場合は、支払通知書にて修正する（連絡は各社相互合意で対応）。
③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。	- 次月以降の支払通知書にて修正する。 - 売り手が修正箇所を発見した場合は、買い手に伝え、次月以降の支払通知書にて修正する。

Ⅱ. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.23,59

4-4. 返還インボイスにおける年月日（譲渡日:元納品日）記載



現状の運用や取引実態に照らし合わせ、返還（返品・値引・割戻等）の基になった年月日（譲渡日）の記載を各社検討し記載する。

記載例

販売日：2023年11月1日の場合

	方 法	記 載
A	販売した年月日を記載（年月日又は年月）	2023年11月1日又は2023年11月
B	最終販売した年月日を記載（年月日又年月）	2023年11月1日又は2023年11月
C	前月末日（最終販売日）までに販売した年月日又は年月を記載（年月日/年月）	2023年11月30日又は2023年11月
D	請求締日（最終販売日）までに販売した年月日又は年月を記載（年月日/年月）	2023年11月20日又は2023年11月
E	販売した一定期間を記載（年月日～年月日）	2023年11月1日～2024年1月31日
F	販売した一定期間を記載（年月～年月）	2023年11月～2024年1月

- （備考）
- ・B～D：取引を合理的な方法により継続して行っている場合。
 - ・課税期間より前に譲渡したものは、課税期間前の年月日の記載でよい。
 - ・譲渡日（元納品日）の記載は、a明細ごとに記載することが基本ですが、以下例bの記載も可能です。

〇〇株式会社 御中 請求書 2023年11月1日

10月分請求 492円（税込） (株)△△ (T1234567890123)

最終販売日:2023年9月20日

合計	売上額	消費税額等
8%対象	150	12
10%対象	300	30

納品日	伝票No	品名	金額(税抜)	備考
10/1	100	チョコレート※	300	
10/1	100	日本酒	500	
10/10	200	飴※	-150	返品9/10
10/10	200	ビール	-200	返品9/20

※は軽減税率対象品目

b. 請求書鑑等に、取引明細中の直近「最終販売年月日」等のみを記載する。
この場合、明細の飴とビールともに譲渡日（元納品日）は、2023年9月20日となる。

a. 取引明細ごとに記載に譲渡日（元納品日）を記載する（基本）。

Ⅱ. 具体的な対応

4. 留意事項

4-4. 返還インボイスにおける年月日（譲渡日:元納品日）記載



現状、実際に売り上げた日付や仕入れた日付を記載することは困難

従って



最終販売日（最終売上日・仕入日）を記載してはどうか



以下を最終販売日（・・・までに売上げた。又は、仕入れた。）とすることをご検討ください。

●請求締日・支払通知日

（ご注意）

期間の場合は、From Toの記載になることから、返品等では、必ずしも正しいFrom日付をセットできないかも知れない。

※From日付より前に販売した返品などの場合。

From日付の特定が難しい。

Ⅱ. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.55

4-5. 返還インボイスとリベート

⚠ リベートを再度確認・整理し、必要なインボイスを交付する



「販売奨励金」の種類		メーカー	卸売業	小売業	
① リベート ※販売数量に応じて支払われる奨励金	メーカー → 卸売業	売上割戻 8%	仕入値引 8%		対価の返還 返還 インボイス
	卸売業 → 小売業		売上割戻 8%	仕入値引 8%	
	メーカー → 小売業	売上割戻 8%		仕入値引 8%	
② 奨励金 ※発売日前注文等における奨励金		売上割戻 8%	仕入値引 8%		通常の売上げ インボイス
③ 販路拡大に係るもの ※販路拡大等の対価として支払われる奨励金			役務の提供の対価 (仕入) 10%	役務の提供の対価(売上) 10%	
④ 委託販売に係るもの ※委託販売数量等に応じて委託手数料の増額として支払われる奨励金			仕入加算 (委託手数料に係る値増金) 10%	売上加算 (委託手数料に係る値増金) 10%	

(注) 上記リベート等の課税関係については、「※」に記載した性格のものであることを前提とした整理である点に留意。

Ⅱ. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.48

4-6. セールス決済におけるリベート請求・支払いに関する留意



例えば、商慣習として、メーカーのセールス決済において事後的に契約が成立するリベートがある。当該リベートに関し、卸からの請求に誤りがあった場合、メーカーからの差異通知等（修正インボイス）に基づき卸側のデータを修正することとなります。

この差異通知等は、メーカーによりセールス個別対応となっており、その様式（紙・メール・口頭等）においては記載事項（インボイス記載要件が満たされているか等）を含め、インボイス対応するうえでの課題が多いと想定される。



メーカーにインボイスとしての支払通知書の交付を要請する、又は卸側で要件を整えた差異通知フォーマットを用意する等、
メーカーと運用に関する相互確認と対応検討が必要。
(小売との取引も同様（卸は売り手の立場として）)



合意

Ⅱ. 具体的な対応

5. インボイスの保存

手引書
P.28~33
60



売り手（インボイス写し）と買い手（インボイス）ともに保存が必要。
どの様に保存するかは、現状に適した負担の少ない保存方法を検討し、保存の準備を行う。

保存方法の検討	保存媒体	内 容
	 紙書類	紙書類を保存するための保管庫の確保。 紙書類での保存は、膨大な保管スペースの確保とコストが掛かるものと想定されるので、できるだけ、電子データによる保存を検討する → EDIデータ交換への移行検討等。 ※消費税では、インボイス制度開始後も電磁的記録を出力書面に出力して保存することが可能。
	 電子データ	電子データによる保存は電子帳簿保存法に準拠して保存する。 ① 電子帳簿等保存 帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものは、一定の要件の下、データのままで保存等ができる。 ② スキャナ保存 決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）は、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができる。 ③ 電子取引データ保存 所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやりとりをデータで行った場合は、一定の要件の下、やりとりしたデータを保存することが必要。



備 考

電子帳簿保存法の最新情報にご留意ください！

- EDI取引データ（請求・支払データ等）の保存方法は、次の保存方法が考えられます。
 - ① EDI取引データ（請求・支払データ等）そのままを保存する。
 - ② EDI取引データそのままを保存しなくとも、各社のフォーマット（インボイス記載要件が満たされている）に変換した後のデータを保存する。例えば、変換後の最終計上データ等。
この場合、その変換過程において取引内容が変更されるおそれがなく、合理的方法により編集したものなどに限る。
※ 国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」問29、「お問い合わせの多い質問」電取追2参照。
- インボイスの保存は、紙又は電子データとして保存することとなりますが、複数の紙あるいは複数の電子データ又は紙と電子データを組合わせて一つのインボイスとする様な場合は、すべてを保存する必要があります。
※ 例えば、請求書もしくは支払通知書に品代等の明細がない時に、伝票又はEDIデータの明細を合わせてインボイスとする場合など。

Ⅱ. 具体的な対応

5. インボイスの保存

EDIデータの保存



今年6月末、電子帳簿保存法における電子取引データ保存に関し、国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」が更新され、**EDI取引で授受した電子取引の取引情報そのものを保存しなくとも各社のフォーマット等に変換した後のデータを保存することも認められる。**取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法により編集されたデータを保存。

この場合、注意事項があります

詳しくは、以下を参照し対応ください。



●国税庁HP掲載 「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf

●日食協HP掲載 「電子帳簿保存法における電子取引データ保存について」
http://nsk.c.ooco.jp/pdf/20220720_1.pdf

Ⅱ. 具体的な対応

6. 仕入税額控除

手引書
P.61,62

6-1. 税額計算の検討



各社の会計処理の実務に適した計算方法を検討し選択する

仕入税額控除における消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても変わらないが、以下が選択できるようになる（課税仕入れに係る消費税額の算出は、原則積上げ方式となっている）。

- ① 売上税額計算→「積上げ計算」選択可：「適格請求書」等に記載のある消費税を積み上げて計算。
- ② 仕入税額計算→「割戻し計算」選択可：適用税率ごとに取引総額から割り戻して計算。

原則	売上税額計算	割戻し計算	
	仕入税額計算	積上げ計算	
特例	売上税額計算	積上げ計算	仕入税額計算も「積上げ計算」にしなければならない
	仕入税額計算	割戻し計算	

Ⅱ. 具体的な対応

7. 経費精算等

手引書
P.63



経費関係も受け取った請求書
等がインボイス等に該当するか、
否かの判断が必要となる



経費精算の支払先が
適格請求書発行事業者かどうか、
免税事業者かを取引ごとに管理する

想定される経費精算

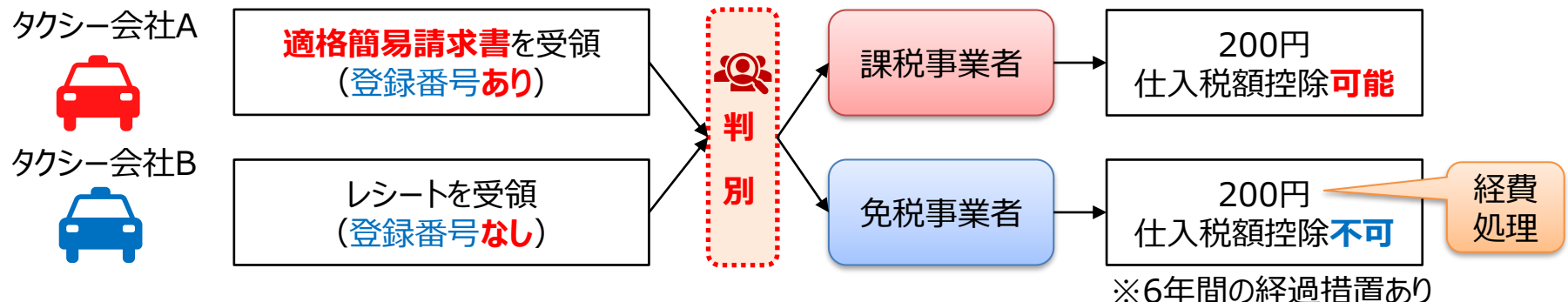
- ① 業務委託など毎月発生する取引先への支払い
- ② 個人立替した経費の精算（飲食代、交通費等）



適格請求書発行事業者であるか？
免税事業者等であるか？判別する

- 適格請求書発行事業者の登録番号等で判断 → 国税庁ホームページ、自社の登録番号管理マスター等で確認。
- インボイス制度の導入後は、たとえ3万円未満であっても適格請求書（登録番号も記載されたレシートや領収書）が無ければ、消費税の仕入税額控除ができなくなる。
（但し、免除される取引（3万円未満の公共交通機関の運賃や自販機の購入）などは、現行どおり帳簿への記載のみで可）
- 支払いの際に受領した請求書、レシート、領収書等が適格請求書の要件を満たしているかを確認し、不備がある場合は、修正インボイスを交付してもらうなどの対応が必要。

【例】タクシー代の支払い 税込み2,200円



Ⅱ. 具体的な対応

8. 免税事業者への対応

手引書
P.66,67

8-1. 経過措置の適用



免税事業者等へ区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の交付を依頼
(区分記載請求書の保存が必要)



帳簿に区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、
経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載する

8-2. 注意・配慮事項



仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として
取引条件の見直すこと自体が、直ちに問題となるものではありませんが、
見直しに当たっては、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう**
以下の点に注意する。

(詳しくは、財務省HP「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」参照)

- ① 取引対価の引下げ
- ② 商品・役務の成果物の受領拒否・返品
- ③ 購入・利用強制
- ④ 協賛金等の負担の要請等
- ⑤ 取引の停止
- ⑥ 登録事業者となるような懲罰等

消費税法の性質上、免税事業者も
自らの仕入れに係る消費税を負担して
おり、その分は免税事業者の取引価格
に織り込まれる必要がある点に
ご注意ください。

Ⅱ. 具体的な対応

9. EDIと標準書式

手引書
P.77~79

9-1. 流通BMS（小売⇔卸）



日食協内に「流通BMS CR分科会」を設け、対応検討を進め、チェンジリクエスト案を作成し、各小売業団体と協議後、チェンジリクエストを申請し、2021年12月に仕様公開されました。

対応するための主な課題

適格請求書発行事業者番号

返品時の返還インボイス対応

割戻し・リベート等の返還インボイス対応



チェンジリクエスト



各種
メッセージ

新メッセージ?

返品

請求鑑

支払

インボイス制度対応を機に普及促進をする

インボイス制度対応の準備は大丈夫ですか？

流通BMSで標準対応を

2つの課題に同時に対応が可能

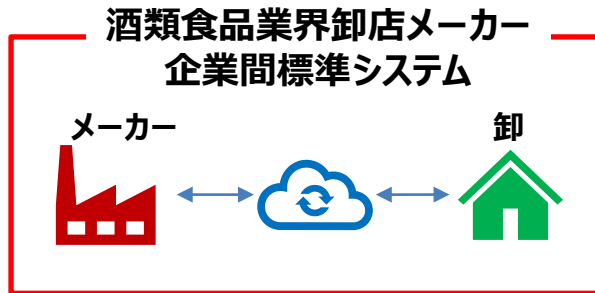
- インボイス制度対応
- NTT他事業者とのIP網接続対応

Ⅱ. 具体的な対応

9. EDIと標準書式

手引書
P.72~76

9-2. 日食協標準EDIフォーマット（メーカー⇔卸）



日食協内に「インボイス対応 日食協標準EDIフォーマット検討分科会を」設け、対応検討を進め、対応改訂案を作成し、2021年11月に仕様公開しました。

対応するための主な課題

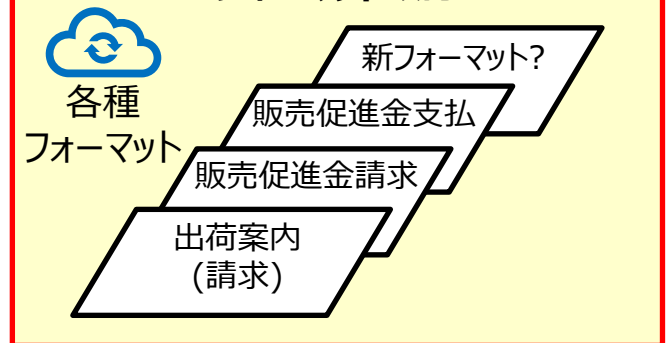
適格請求書発行事業者番号

返品時の返還インボイス対応

割戻し・リベート等の返還インボイス対応



フォーマット改訂



仕様の公開と説明

公開

日食協ホームページに掲載（2021年11月）

説明

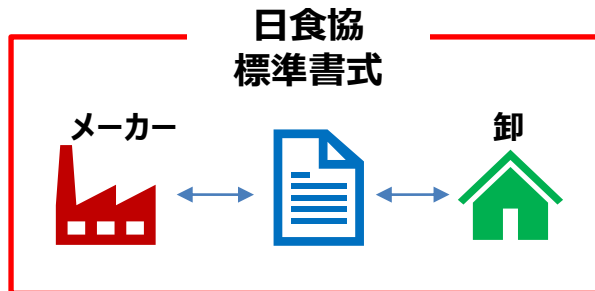
VANサービス(ファイネット等)及び業界団体等へ必要に応じて随時説明予定

Ⅱ. 具体的な対応

9. EDIと標準書式

手引書
P.70,71

8-3. 日食協標準書式（メーカー⇔卸）



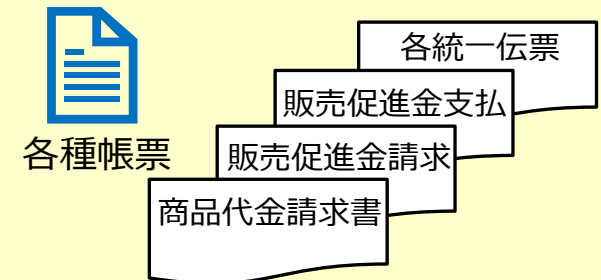
日食協内の「経理業務標準化協議ワーキンググループ」にて、対応検討を進め、対応改訂案を作成し、各メーカー団体等と協議し、2021年11月に仕様公開しました。

対応するための主な課題

- 適格請求書発行事業者番号の記載
- 返還インボイス（返品時の年月日記載等）
- 税率ごとの消費税額及び適用税率の記載等



標準書式記載方法の改訂



仕様の公開と説明

公開 日食協ホームページに掲載（2021年11月）

説明 VANサービス(ファイネット等)及び業界団体等へ必要に応じて随時説明予定

Ⅱ. 具体的な対応

10. 小売・メーカーへの依頼事項

手引書
P.64,65

10-1. 小売への依頼

	対応事項	内 容
①	適格請求書発行事業者の登録番号	登録申請は必ず2021年10月1日～2023年3月31日の期間内に行ってください。
		速やかに取得した登録番号をご連絡ください（免税事業者はその旨）。 なお、遅くとも2023年6月末までにご連絡ください。
		2023年10月1日以降、新たに適格請求書発行事業になった（又は免税事業者になった）際は、速やかにご連絡ください。
②	適格請求書	卸作成の請求書と納品書などの請求書以外の帳票の組み合わせでインボイスとする場合、帳票に関しての仕様変更や要望等は速やかにご連絡ください。
③	支払通知書	支払通知書等の仕様変更（レイアウトなど）がある場合は、速やかに仕様及びサンプル等を提供ください。
④	インボイスの保存	複数書類を以てインボイスとする場合は、特に書類の保存漏れがないようお願いします。
⑤	EDI仕様（流通BMS）	流通BMS既存メッセージへの項目追加や新規メッセージ追加による仕様変更内容は、速やかな仕様の提供をお願いします。
⑥	EDI仕様（流通BMS以外）	請求データ、支払データなどのEDI交換を行っている場合、インボイス制度導入までに流通BMSへの切替え検討をお願いします。
		請求データ、支払データなどのEDI交換を継続する場合、かつ、仕様の変更を行う場合は速やかな仕様を提供願います。
⑦	その他	卸各社より上記含めたヒアリングシートを受領した際には、速やかな回答をお願いします。
		上記含めた卸への依頼事項や自社の方針案内は、出来次第速やかな連絡をお願いします。

Ⅱ. 具体的な対応

10. 小売・メーカーへの依頼事項

手引書
P.64

10-2. メーカーへの依頼

	対応事項	内 容	チェック
①	適格請求書発行事業者の登録番号	登録申請は必ず2021年10月1日～2023年3月31日の期間内に実施するよう依頼する。	
		速やかに取得した登録番号をご連絡ください（免税事業者はその旨）。 なお、遅くとも2023年6月末までにご連絡ください。	
		2023年10月1日以降、新たに適格請求書発行事業になった（又は免税事業者になった）際は、速やかにご連絡ください。	
②	適格請求書	卸側で仕入税額控除を行うため、記載事項を満たしたインボイス（請求書等）の作成を依頼する（卸側での追記は認められない）	
		販促リポート、役務等に相当するものは卸作成の請求書をインボイスとする旨を依頼する。	
③	支払通知書	違算内容等によっては、卸作成の支払通知書（販促リポート、役務等であればメーカー作成）も含めてインボイスするため、その場合は支払通知書も7年間保存することを依頼する。	
④	インボイスの保存	複数書類を以てインボイスとする場合は、特に書類の保存漏れがないよう依頼する。	
⑤	EDI仕様	日食協標準EDIフォーマット仕様の項目追加などによる仕様変更等は、速やかな仕様の提示を依頼する。	
⑦	その他	卸各社より上記含めたヒアリングシートを受領した際には、速やかな回答を依頼する。	
		上記含めた卸への依頼事項や自社の方針案内は、出来次第速やかな連絡を依頼する。	

おわりに



各社の具体的準備が本格化してくるものと想定されます。
これを踏まえ、日食協として、手引書の指針則り、小売及びメーカーとの相互の認識共有と課題解決に努めてまいります。

インボイス制度開始まで残り1年を切りました。

早期に対応を検討・計画し、
そして着実に準備を進めてください。

ご清聴ありがとうございました。



一般社団法人 **日本加工食品卸協会**

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階

電 話 03-3241-6568

F A X 03-3241-1469

U R L <http://nsk.c.ooco.jp/>